

別表六の二（十二）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、令和3年改正前の措置法第68条の13第1項若しくは第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の13第2項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、措置法第68

条の15の8第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（別表六の二（三）「㉔」から「㉕」までの各欄に金額の記載がある場合）あつては、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用される措置法第68条の15の8第1項から第5項まで）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（三）「7」又は別表六の二（三）附表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、その金額を含めて計算します。